議会議案第一号

11 L か わ \mathcal{O} 酒 に ょ る 乾 杯 を 推 進 す る 条 例

(目的)

第 連 \mathcal{O} 産 普 さ 条 産 業 及 れ ۲ \mathcal{O} を た 発 义 酒 \mathcal{O} る 展 条 類 及 と 例 لح び 以 は ふ t 下 る に 日 さ 本 11 と 酒 11 1 L を カン 0 か わ は 感 わ じ \mathcal{O} 謝 \mathcal{O} 酒 8 \mathcal{O} 酒 と 念 に لح す \mathcal{O} ょ る 1 醸 る う 本 成 県 人 に と で 資 に 人 生 ょ す لح 産 る る \mathcal{O} さ $\sum_{}$ 交 乾 れ لح 流 杯 た を を を 酒 目 推 促 類 的 進 進 及 と す び L す る 本 ۲ る。 Ł 県 لح 産 0 に 7 \mathcal{O} 酒 ょ 原 り 類 材 料 製 を 造 11 業 L 使 そ か 用 \mathcal{O} わ L \mathcal{O} 他 て 関 酒 生

(県の役割)

第 ょ う 条 努 県 \Diamond は る t \mathcal{O} 11 と L す か る わ \mathcal{O} 酒 に ょ る 乾 杯 を 推 進 す る ے لح に ょ り 1 L カ わ \mathcal{O} 酒 \mathcal{O} 普 及 促 進 に 取 り 組 む

事業者の役割)

第 三 ŋ ŧ \mathcal{O} 条 لح 1 す L 酒 る か 類 わ 製 \mathcal{O} 造 業 酒 者 \mathcal{O} 普 及 以 促 下 進 に 事 取 業 ŋ 者 組 _ む لح と 11 と う t 0 に は 県 及 1 L び か 他 わ \mathcal{O} \mathcal{O} 事 業 酒 者 に ょ と る 相 乾 互 杯 に 協 を 力 推 す 進 す る ょ る う $\sum_{}$ 努 لح \Diamond に る ょ

県民の協力)

第 兀 普 及 条 促 進 県 民 す は る 取 組 県 に 及 協 \mathcal{U} 力 事 業 す る 者 ょ が う 行 努 う \Diamond 1 る L ŧ か \mathcal{O} わ لح \mathcal{O} す 酒 る。 に ょ る 乾 杯 を 推 進 す る لح に ょ る 1 L か わ \mathcal{O} 酒 を

五条 (配慮)

第 を 条 尊 重 県 す る ょ 事 う 業 者 配 慮 及 す び る 県 t 民 \mathcal{O} は لح す 11 る か わ \mathcal{O} 酒 に ょ る 乾 杯 \mathcal{O} 推 進 に 当 た 0 7 は 個 人 \mathcal{O} L 好 及 び 意

思

附則

この条例は、公布の日から施行する

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。「音声が聞こえない」、「音声で話すことができない」等、手話を使う聴覚障害者(ろう者)にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約第2条には、「「言語」とは、 音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言 語として国際的に認知された。

また、国においては、本年1月20日に障害者権利条約を批准しているところであり、「障害者基本法」第3条にも「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されているところである。

さらに、同法第22条では国及び地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化等を義務づけていることから、手話が日本語と対等な言語であることを広く国民に知らせていくことや、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要である。

よって、国におかれては、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年2月21日

衆議長長長院院理大大財財等科労財財

あて

議会議案第3号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国には、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が350万人いると 推定され、国内最大の感染症となっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、B型・C型肝炎のウイルスの減少を目的としたインターフェロン治療及びB型肝炎の核酸アナログ製剤治療で保険適用されているものに限定されており、より重篤化した肝硬変・肝がんに対する治療自体についての助成制度が存在しない。そのため、重度の病態により就労困難な肝硬変・肝がん患者の多くは、経済的に苦しい中で高額の医療費を負担せざるを得ず、生活に困難を来している。

また、現在の障害者手帳の認定基準は、肝硬変・肝がん患者をはじめ肝炎患者の病状に合致する基準となっておらず、支援が必要な病態にある大多数の患者が認定を受けることができない状況にある。

現在、ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がんによって多くの方が亡くなられている中、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援制度の創設は、特に緊急に取り組むべき課題である。特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においても、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされているが、国においては、新たな具体的な措置が講じられていない。

よって、国におかれては、ウイルス性肝炎患者の救済のため、下記の事項について速やかに実現するよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝臓機能障害による身体障害者手帳交付の認定基準 を緩和し、患者の病態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年2月21日

未参数大多数一、大多数<

あて

議会議案第4号

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に 向けた環境整備等を求める意見書

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、更なるスポーツの振興や国際相互理解の促進のみならず、日本全体が活力を取り戻し、地域経済や地域社会の活性化につながる好機としても期待されている。

よって、国におかれては、国民の理解と協力のもと、大会成功に向けて環境整備を進め、地域での取り組みに対して支援する必要性があることから、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 各国代表選手の事前合宿の誘致、観光プログラムの実施などを通じて、日本全国に東京大会開催の効果が波及するよう努めること。
- 2 共生社会の観点からオリンピック・パラリンピック両大会の連携に配慮しつつ、パラリンピック選手の国際競争力向上を図るための専用トレーニングセンターを新設するとともに、スポーツを科学的に研究支援する施設の地方拠点を設けること。
- 3 少子高齢社会にある我が国が、大会開催を契機にスポーツの持つ多様な効果を活用し、子どもから高齢者まで健康で生きがいの持てる社会を構築できるよう、特に自治体が進めるスポーツを活用した「まちづくりや地域づくり」に対し支援を行うこと。
- 4 海外からの玄関となる国際空港の機能拡充やアクセス強化に向けた交通インフラの整備、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー環境の促進など、大会終了後も想定した我が国にとって真に必要な社会基盤整備を計画的に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年2月21日

あて

災害時多目的船の導入を求める意見書

2011年3月11日に発災し、甚大な被害をもたらした東日本大震災は、地震・津波・火災・原発事故という複合災害であるとともに、その被害は東北地方太平洋沿岸部をはじめ広範囲に及んだ。特に沿岸地域では津波によって壊滅的とも言える被害を受け、被災地域内ではほとんどの医療機関が機能不全に陥るとともに、交通網の寸断により内陸部の医療機関による支援も十分なレベルに達するには相当の時間を要した。

災害による傷病者、発災前から加療中の患者や要配慮者等も含め、医療・介護を必要とする者が大規模災害の発災時に大量に発生することを十分に踏まえ、不測の事態に陥らないよう、洋上からの医療支援を可能にしておくことは、国民の生命を守るという国の第一の責務を果たす上で重要な施策である。

また、米国、中国、ロシア、スペインなどにおいては、既に同様の備えが確立されており、今後、災害多発の可能性が否定できない我が国においては、災害時多目的船の整備の必要性が極めて高いことは論を待たない。

よって、国におかれては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な 措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 海上自衛隊や海上保安庁の医療機能を持つ艦船や民間船舶の活用を含めた 災害時多目的船の早期導入に向け、具体的な工程表を作成すること。
- 2 平成26年度の実証事業を具体的な課題の解決に資するものとするため、平成25年度実証事業を踏まえての検討課題を早急に取りまとめること。
- 3 平成26年度実証事業については、民間船舶を活用するとともに、陸上医療機関と民間の連携、被災港湾の開削、必要人員の確保や機材の配備等、実際の災害を想定して実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年2月21日

あて

議会議案第6号

適正な教科書採択のため公正な教科書検定を求める意見書

我が国の将来を担う人材を育成するためには、歴史を正しく認識し、我が国の文化と伝統を継承し、自らの国を愛する国民としての自覚を育む教育が不可欠であり、そのため、小学校及び中学校の社会科の教科書は極めて重要である。

従来使用されている教科書の中に、文部科学省の検定を受けながら、一部偏った歴史観等に基づく記述が見受けられたが、その点も踏まえ、本年1月17日に文部科学省は、小学校及び中学校の教科書検定基準を改正し、新たに「特定の事柄を強調しすぎない」、「近現代史で通説的な見解がない場合は、そのことを明示し、児童又は生徒が誤解しない表現にする」などの内容の規定を加えたところである。

よって、国におかれては、適正な教科書採択のため、今回の教科書検定基準の改正点も踏まえ、下記のとおり公正な教科書検定を行うよう強く要望する。

記

- 1 我が国の文化及び伝統を継承し、自らの国を愛する日本人としての自覚を育む観点を重視するとともに、史実等を正確に把握し、公正な検定を行うこと。
- 2 学習指導要領や検定基準に照らし、より的確な検定を行うこと。
- 3 委員及び審議経過など、検定に関する一層の情報公開を促進し、透明性を 確保すること。
- 4 教科書の採択については、採択権を有する教育委員会が自らの責任と義務で、適正かつ公正に行うよう指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年2月21日

衆議院議長
参議長
内閣総理大臣
総務大臣
おびある
大臣
大臣
大臣
大臣
大臣
大臣
大臣
大方臣
大方臣
大方臣
大方臣
大方臣

議会議案第7号

国会に憲法改正の早期実現を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、今日に至るまでの約70年間、 一度の改正も行われていない。

しかしながら、この間、我が国を巡る内外の諸情勢は劇的な変化を遂げている。

すなわち、我が国を取り巻く東アジア情勢は、一刻の猶予も許されない事態 に直面している。さらに、家族、環境などの諸問題や大規模災害等への対応が 求められている。

このような状況の変化を受け、様々な憲法改正案が各政党、各報道機関、民間団体等から提唱されている。国会でも、平成19年の国民投票法の成立を機に憲法審査会が設置され、憲法改正に向けた制度が整備されるに至った。

よって、国におかれては、新たな時代にふさわしい憲法に改めるため、憲法 審査会において憲法改正案を早期に作成し、国民が自ら判断する国民投票を実 現するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年2月21日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣官房長官